

議第137号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

ほか8人

2 金額 3,888,000円

(参考)

432,000円× 9人 = 3,888,000円

議第137号
権利放棄につき議決を求めることについて